

「公立病院経営強化ガイドライン」への対応について

「公立病院経営強化ガイドライン」（R4.3.29総務省自治財政局長通知）

- 地方公共団体は、「公立病院経営強化プラン」を策定し、経営強化に取り組む
 [策定時期] R4年度又はR5年度中
 [プランの期間] 策定年度又はその次年度～R9年度を標準
- 地方独立行政法人は、中期計画を策定している場合、
 ガイドラインの要請事項のうち「不足部分を追加」で可

1. 対応

- 現中期計画（R3年度～R6年度）に不足部分を追加するための中途変更が必要
- 中期計画は、県の定める中期目標に基づき作成することとなっており、
 それぞれの内容・項目も符合しているため、中期目標も変更する。

2. スケジュール（案）

- ～9月 県において中期目標（変更案）を検討
- 10月 中期目標（変更案）について評価委員会の意見聴取
- 11月 中期目標（変更案）の策定議案を提出
- ～12月 鳴門病院において中期計画（変更案）を検討
- 12月 中期計画（変更案）について評価委員会の意見聴取
- 2月 中期計画（変更案）の認可議案を提出

※今後の評価委員会については、後日改めて日程調整させていただきます※

（参考）「ガイドライン」にて要請されている記載すべき取組

- ①鳴門病院が担う役割・機能の最適化と連携の強化
- ②医師・看護師等の確保と働き方改革
 →若手医師の確保に向けたスキルアップを図るための環境整備
 タスクシフトの更なる活用による時間外労働の縮減 など
- ③経営形態の見直し
- ④新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組
 →感染拡大時に活用しやすい病床等の整備、専門人材の確保・育成 など
- ⑤施設・設備の最適化
 →マイナンバーカードの保険証利用 など
- ⑥経営の効率化等